

介護予防支援事業重要事項説明書

（ 令和 7 年 4 月 1 日現在 ）

1. 室賀の里いきいき介護センター

電話 0268-31-0006

担当 主任 窪田 由理絵

* ご不明な点はなんでもおたずねください。

2. 室賀の里いきいき介護センターの概要

(1) 室賀の里いきいき介護センター指定番号およびサービス提供地域

事業所名	室賀の里いきいき介護センター
所在地	上田市上室賀 19 番地
介護保険指定番号	2070300021
サービスを提供する地域	上田市

(2) 職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	専・兼	計
管理者	主任介護支援専門員	1 名		兼務	1 名
相談員	介護支援専門員	3 名			3 名
事務職員		4 名		兼務	4 名

(3) 営業時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 月曜日～金曜日

(4) 休業日

国民の休日・12 月 29 日～1 月 3 日まで

* 緊急連絡電話 0268-31-0002 特別養護老人ホーム 室賀の里

* なお、休日においても相談を受け付けています。

3. 利用料金

(1) 利用料

利用料は下記のとおりです。

介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。

① 介護予防支援費 5,430 円

② 初回加算 3,000 円

* 介護保険が適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が事業所に支払われない場合があります。その場合は、一旦一か月あたりの料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を市町村の窓口に提出しますと、全額の払い戻しを受けることができます。

(2)解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、介護予防サービス計画の作成段階途中で 解約した場合	上記費用の 1/2 の負担となります
----------------------------------	--------------------

(3)その他

支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
お支払い方法は銀行振り込み、現金集金の中から契約の際に選べます。

4. 当センターの介護予防支援の特徴等

(1)運営の方針

事業の運営に当たっては、居宅にあって介護予防を必要とする方を中心に次の事項に配慮して行います。

- ① 担当者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- ② 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- ③ 常に利用者の立場に立って特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。
- ④ 懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法について理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行うもの等との連携に努める。

5. 介護予防支援実施の契約

介護予防支援を行うに当たっては、利用者と当法人とが契約をしていただきます。契約書は別紙によります。なお、契約当事者である利用者の中には心身の障害等により契約の内容が理解できない方があることが懸念されますので、利用者の権利を保護するため契約に当たっては必要に応じて利用者の他に代理人の署名もお願いします。代理人は身元引受人として役割を担っていただきます。

6. 秘密保持

同意書をもって担当者会議等に使わせていただいた個人情報については、他に漏らすことはありません。また契約終了後も同様です。

7. 事故発生時の対応

介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、市町村関係者に連絡をし必要な措置を講じるものとする。同時に財産等何らかの損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

8. 業務継続計画の策定

指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での業務再開を図るための計画を策定し非常時、災害時には業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生した際の予防又はまん延防止のための指針を整備し対策委員会の開催や介護支援専門員に対し研修及び訓練を定期的に実施します。

10. 虐待の防止

虐待の発生または、その再発を予防するための指針を整備し、委員会の開催や介護支援専門員に対し研修を定期的に実施します。

11. 身体拘束の原則禁止

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束や行動を制限することは行いません。ただし本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合は、利用者、家族に対し説明し同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った理由などについて記録します。

12. サービス内容に関する苦情

①当センターお客様相談・苦情担当

当センターの介護予防支援に関するご相談・苦情および介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

担当　主任　窪田由理絵　　電話　0268-31-0006

②その他

当センター以外に下記のとおり苦情を伝えることができます。

1.上田市高齢者介護課　　　　　　　TEL 0268-23-5140

2 長野県国民健康保険団体連合会　　　TEL 026-238-1555

3 長野県福祉サービス運営適正化委員会　TEL 026-226-2035

4 苦情解決第三者委員

湯本孝一(TEL:026-272-4212)　師川敦子(TEL:0268-25-3363)　日野芳子(0268-36-3743)

1 3.社会福祉法人上田しいのみ会が行っているその他の事業

- (1)介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 室賀の里
指定日 平成 11 年 12 月 27 日 事業者番号 2070300252
- (2)短期入所生活介護 室賀の里短期生活介護センター
指定日 平成 11 年 11 月 30 日 事業者番号 2070300211
- (3)通所介護 室賀デイサービスセンター
指定日 平成 11 年 11 月 30 日 事業者番号 2070300203
- (4)川西地域包括支援センター
指定日 平成 18 年 4 月 1 日 事業者番号 2000300059
- (5)介護予防短期生活介護事業 室賀の里短期生活介護センター
指定日 平成 18 年 4 月 1 日 事業者番号 2070300211
- (6)介護予防通所介護事業 室賀デイサービスセンター
指定日 平成 18 年 4 月 1 日 事業者番号 2070300203

令和 年 月 日

介護予防支援の提供開始にあたり利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 上田市上室賀 19 番地
名称 室賀の里いきいき介護センター 印

説明者 介護支援専門員
氏名 印

私は契約書及び本書面により事業者から介護予防支援についての重要な事項の説明を受けました

利用者 住所
氏名 印

(代理人)
住所
氏名 印